

# 令和8年度（第2回） 創業スタートアップ助成募集要項

創業当初に必要な経費の一部を支援し、安定的かつ持続的な経営に取り組む事業者を支え、区内における創業を促進することを目的として実施します。

## 1 助成の種類、助成限度額及び助成率

| 助成の種類 | 事業所家賃助成             | ホームページ等作成助成 |
|-------|---------------------|-------------|
| 助成限度額 | 30万円<br>(月額限度額は5万円) | 20万円        |
| 助成率   | 2/3                 |             |

※国や東京都など他の補助金と併用する場合、同補助金から差し引いた費用を対象とします。

**※申請できるのは、事業所家賃助成またはホームページ等作成助成のいずれか一方のみです。**

## 2 基準日及び申請期間

| 基準日   | 対象となる創業日               | 申請期間                     |             |
|-------|------------------------|--------------------------|-------------|
|       |                        | 事業所家賃助成                  | ホームページ等作成助成 |
| 10月1日 | 令和8年4月1日<br>～令和8年9月30日 | 令和8年10月1日<br>～令和8年11月30日 |             |

※「対象となる創業日」とは、基準日において創業後6か月以内です。

※予算の範囲内で助成します。(先着順)

※創業日とは、【法人の場合】「登記事項全部証明書」及び「法人届出設立書」の会社設立の年月日。

【個人の場合】原則として、「個人事業の開業・廃業届出書」の開業日。

ただし、開業日の記載がない場合は、税務署への提出日。

## 3 助成対象者

助成対象者は、次の要件を全て満たす方です。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 区内に主たる事業所(注1)を有し、かつ、区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人又は法人であること。
- (3) 基準日(10月1日)時点で創業しており、創業後6か月以内の者であること。(注2)
- (4) 商店会へ加盟すること。(商店会の区域内に事業所がある場合。商店会の区域については、区公式ホームページ「杉並区商店街マップ」をご覧ください。)

(注1) 法人の場合は、本店登記。個人事業主の場合は、開業届の事業所住所が区内であること。

(注2) 対象となる創業期間に区外で創業し、区内に移転した場合は、法人の場合は本店登記の移転、個人事業主の場合は開業届の納税地の変更手続きが必要です。ただし、創業日は区内に移転した日ではなく、区外で創業した日を基準とします。

ただし、次に該当する方は、助成の対象となりません。

- (1) 暴力団、暴力団員等又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者
- (2) 納付すべき住民税(区市町村民税及び都道府県民税)に滞納又は未申告がある者
- (3) チェーン店又はフランチャイズ店として事業を営む者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- (5) 宗教活動又は政治活動を事業目的とする者

## 4 事業所家賃助成

### (1) 助成対象経費

次の要件を全て満たす、事務所等の賃料

※ただし、敷金、礼金、保証金、更新料、共益費、駐車場料金等維持・管理経費、振込手数料等間接経費等は除きます。

- ①区内の事務所等であって、助成対象者が事業のために継続して使用し、住居と兼用しないものであること。
- ②助成対象者自らが新規に事業用の賃貸借契約を締結したものであること。
- ③事務所等の貸主が、助成対象者の3親等以内の親族又は助成対象事業者が経営する会社若しくはそのグループ会社の構成員でないこと。
- ④シェアオフィス、コワーキングスペースその他申請者以外の者と空間・設備等を共用する形態の物件ではないこと。

### (2) 助成対象期間

次の要件を全て満たした日の属する月の翌月から最大6か月

- ①助成金の交付決定を受けたこと
- ②創業していること
- ③商店会に加盟していること（商店会の区域内に事業所がある場合）
- ④事務所等の賃借を開始していること

なお、対象となる期間（最大6か月）が翌年度にかかるときは、翌年度に継続申請の手続きを行い、承認を受けることにより助成金の交付を受けることができます。

### (3) 助成金の交付時期

原則3か月ごとに、契約相手方にお支払いされた後の実績報告に基づき交付します。

## 5 ホームページ等作成助成

### (1) 助成対象経費

創業に伴うホームページ・モバイルサイト・アプリ作成に関する委託料、ホームページ作成ソフト及びホームページ作成に関する解説本等の購入費

※ただし、ドメイン費、サーバー、パソコン等備品及び周辺機器を除きます。

※理美容院や飲食店検索・予約サイトや公式アカウント作成費は対象外となります。

**※完成したホームページ内に、事業所住所が杉並区内であることがわかるよう明記してください。**

### (2) 助成対象期間

次の要件を全て満たした日の属する月の翌月から令和9年3月31日まで

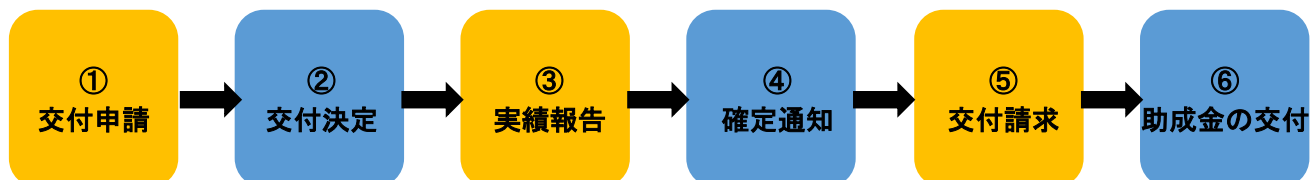
※ただし、創業する前の準備として、事前にホームページを作成したときは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを助成対象期間とします。

- ①助成金の交付決定を受けたこと
- ②創業していること
- ③商店会に加盟していること（商店会の区域内に事業所がある場合）

### (3) 助成金の交付時期

ホームページ作成後、契約相手方にお支払いされた後の実績報告に基づき1回交付します。

## 6 申請から助成金交付までの流れ(橙色…創業者、青色…杉並区)



## 7 提出書類

### (1)「交付申請」時の提出書類

- ①創業スタートアップ助成交付申請書（第1号様式）
- ②登記事項全部証明書（原本）又は法人設立届出書（コピー）【法人のみ】
- ③個人事業の開業届出書（コピー）【個人事業主のみ】  
（移転した場合は、所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書の写しも必要です）
- ④商店会への加盟を証する書類（領収書等）【商店会の区域内に事業所がある場合のみ】
- ⑤法人代表者又は事業主の最新年度の住民税の納税証明書（原本）
- ⑥法人代表者又は事業主の住民票の写し（原本）【個人番号の記載がないもの】
- ⑦事務所等の賃貸借契約書の写し【事業所家賃助成のみ】
- ⑧ホームページ等作成に伴う見積書の写し【ホームページ等作成助成のみ】
- ⑨その他区長が必要と認める書類

※交付申請書（第1号様式）は、区公式ホームページからダウンロードできます。

※②登記事項全部証明書、⑤住民税の納税証明書、⑥住民票の写しは、発行日から3か月以内のものをご用意ください。

### (2)「実績報告」時の提出書類

- ①創業スタートアップ助成実績報告書（第6号様式）
- ②領収書等の支払い及び内訳が分かる書類の写し
- ③成果物及び実施状況が確認できるもの（作成したホームページの画面コピーなど）  
【ホームページ等作成費助成のみ】

### (3)「交付請求」時の提出書類

創業スタートアップ助成請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）

### (4) 区指定の様式について

上記提出書類のうち、次の様式は通知書と一緒に送付いたします。

- ・創業スタートアップ助成実績報告書（第6号様式）
- ・創業スタートアップ助成請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）

## 8 提出方法

下記担当へ、「2 基準日及び申請期間」に記載の申請期間中（必着）に、持参又は郵送によりご提出ください。

**※申請に必要な書類がすべて揃っていない場合は、受付できません。**

## 9 その他

- (1) 申請できるのは、「1 助成の種類、助成限度額及び助成率」に記載の助成の種類（事業所家賃助成・ホームページ等作成助成）のいずれか一方のみです。
- (2) 交付決定後、申請内容に変更があった場合は、変更の申請が必要となります。
- (3) 交付決定後、廃業や区外移転など助成対象外となった場合は、交付決定が取消しとなります。

【 担 当 】

杉並区産業振興センター 就労・経営支援係

〒167-0043 杉並区上荻1丁目2番1号 Daiwa 荻窪タワー2階  
TEL 03-5347-9077

